

くみあいニュース No. 101

2014. 5. 2 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行
kitunion@mbox.kyoto-inet.or.jp

現給保障制度廃止に関して、

4月28日（火）に京都府労働委員会のあっせんを受け、
提示されたあっせん案で合意致しました。

1. 労使双方は、給与構造改革に伴う平成26年度以降の「現給保障制度」の取り扱いについて相互の理解を深めるよう誠意をもって団体交渉を行うこと。
2. この団体交渉において、特に、使用者は、「現給保障制度」を廃止しようとする趣旨について組合に対し十分説明すること。

3月4日の団体交渉で現給保障についての交渉が打ち切れ、今月から現給保障を受けておられる方々の給与は保障額の半額が減額されているわけですが、このあっせんにより、団体交渉を再開することとなりました。「国家公務員並みにするのだから仕方がない」といった形式的なものでない理由付けを法人が提示できるのか、それは平成18年2月27日の「基本給が3月31日時点の給与を上回るまで、その給与を保障」との組合との約束を反故にする不利益処分を合理化して労働契約法違反を回避できるものであるのか、問いかけながら、じっくりと団体交渉を進めていこうと考えております。

現給保障を受けておられる方々の中から、現給保障廃止には不同意である旨の意見書を9通（組合員7通、非組合員2通）いただいておりますが、出来るだけ多くの皆様からの御意見をいただいて、交渉の力と致したいと考えております。また、現に削減された給与を取り返すには、あるいは、色々な知恵を絞らなければならないかも知れません。皆様からの御提案がありましたら、組合執行部までお寄せ下さい。

現給保障廃止に関する団体交渉に向けての

御意見・御要望・御提案を宜しくお願い申し上げます。

法人は承継職員に対しての年俸制導入の計画を明らかにしました。

既に、各部局に「年俸制導入の計画案」と導入時の業績評価のなされ方についての意見を求める「回答書」が配付されておりますので御存じのことと思いますが、7月実施を目前に年俸制導入の計画が動き出しました。(別添え資料を御参照下さい。)

計画案は未だ方針だけのようなものですが、文科省の大学改革加速期間に大学改革を進めるためには、文科省の目標の人数から割り出した平成26・27年度の2年間で30名程度の年俸制への移行が必要であるとして、主として53歳程度以上のシニア教員層に移行を求めるものです。

非常に顕著な業績を挙げる教員であれば、業績給の部分で現在の給与水準より上になる可能性もありますが、業績給を絶対評価で加給するには財源の保障がないようですし、相対評価で行われるならどの財源の誰との取り合いとなるのかという点が問題となるでしょう。ともあれ、業績評価のなされ方については各部局で十分御意見を述べられるのが良いと思います。

年俸制に移行した教員については、十分な業績を挙げる機会を保障されてしかるべきだと思いますが、それについてはこれからの検討課題であるようです。これについても、どのような仕組みが良いか、各部局から法人に提案していくべきでしょう。

年俸制に移行しても退職金も含めて現在の給与水準は保障されるような仕組みになるのですが、退職金の保障のための財源を文科省は2年間しか確保しておりません。その後どうなるかは不明瞭です。もっとも、退職金がいつまでも保障されるわけでもないという言葉さえ聞こえて来るわけですが。国立大学間で転任する限りは、余り問題は起きないかも知れません。シニア層に主として移行を求めることには、退職までの期間が短ければ、何が起きても影響が少ないとの意味もあるようです。

法人が考えているように、大学改革の推進には年俸制の導入が必要である(そうしないと文科省が改革を認めてくれない)というのは確かでしょう。しかし、教員には年俸制に移行するか、現在のままの給与体系に留まるかを自由に選択する権利があります。もし、提示される年俸制が、安心感に欠け、メリットの感じられないものであれば、30名もの教員が手を挙げることは難しい。そうすると大学改革も絵にかいた餅になるかも知れません。ここは良い案を法人には提案していただきたいものだと思います。

ちなみに、シニア層教員の移行が優先されるようですが、それ以外の教員を切り替えの対象としないわけではなく、また、新規採用教員についても年俸制を適用することが考えられております。新規採用教員の場合には、教員公募の段階で、年俸制での教員の募集、という形を取るようになるようです。その際には、先の先までその教員の年俸がどう見直されていくのかの方針が明確になっていなければ、公募に応じ難くなり、良い教員を採用できないことにも繋がりがねません。皆様自身のためだけでなく、これから本学の教員となる方々のためにも、良い年俸制が実施されるよう、御意見・御提案を法人に御提起下さい。組合にもそれをお寄せいただければ、団体交渉で取り上げたいと存じます。

過半数代表者信任投票への御協力、どうも有難うございました。

組合執行委員長代行の塚本が過半数代表者に信任され、36協定に基づく時間外勤務の特別延長の協議は過半数代表者に委ねられることとなりました。但し、36協定等の遵守について、組合が監視し、法人と団体交渉を行うことには変わりありません。

現在の３６協定は暫定協定ですので、５月末日で切れます。この協定について御意見があれば、法人との団体交渉で取り上げ、その結果を過半数代表者に伝えて（まあ、直ぐに伝わります）、６月以降の３６協定を結んでいただく（はい、喜んで）ことに致しますので、宜しくお願い申し上げます。

年度替りで時間外勤務が増加しているようですが……

大学勤務の宿命で致し方ない部分もあるとは思いますが。皆様自らの御健康と健全な家庭生活を守れる範囲内で、**きちんと残業の申請をして**、大学を運営して下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。何か問題があれば、是非組合に御相談下さい。

**４月２５日に学校教育法と国立大学法人法の改正案が
閣議決定されました。**

学長の権限の抜本的な強化を目的として

教授会の位置付けと経営協議会の外部委員の割合を変えるものです。

本学職員組合も加盟している全国大学高専教職員組合（全大教）ではこれに反対し、大学人１１名を呼びかけ人とする「大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール・賛同署名」に賛同して、署名活動を行っております。

組合執行部としてもこれに協力して、署名を集めたいと考えております。

改正案は今国会に５月１４日にも提出される予定ですので、５月１３日（火）の全大教の国会院内集会と議員要請行動への支援として、署名を送るつもりをしております。

**添付致しました署名に御賛同いただけましたら
御署名の上、**

**組合に学内便で御送付いただくか、
組合執行委員にお渡し下さい。**

宜しくお願い申し上げます。

本署名には次のURLからネット署名もしていただけます。

<<https://business.form-mailer.jp/fms/dc0ab1ea31301>>

大学の自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール・賛同署名

日本の大学と民主主義は、いま重大な危機にさらされています。

政府・文部科学省は、教授会が審議する事項を学位授与や教育課程の編成等に限定し、教育研究と不可分な人事・予算等を審議させないことで、学長の権限を抜本的に強化するという学校教育法改正法案を今通常国会で成立させるとしています。教職員による学長選挙を否定し、学部長さえも学長の指名にすることを射程に置いています。

大学は、その歴史を通じて、国家や権力を持った勢力による統制や干渉から学問の自由を守るために大学の自治を確立してきました。大学の自治は、自由で民主的な市民を育成するという大学の使命を果たすために不可欠です。わが国においては、憲法 23 条が学問の自由を保障し、学校教育法は国公立大学の別なく「重要な事項を審議するため」に教授会を置くことを定め、教授会を基盤とした大学自治の法的枠組みが整備されています。人事と予算に関する教授会の審議権はその最も重要な制度的保障であり、これを否定する学校教育法の改正は、大学の歴史と大学の普遍的使命に照らして到底認められない暴挙です。

安倍政権は、財界のグローバル戦略を大学に押しつけ、大学を政府・財界の意向に従属させるための大学破壊を強引に推し進めています。今回の学校教育法改正法案は、教育委員会制度の解体、道德教育の教科化等と並び、戦後、国民が培ってきた民主的な教育の否定を意図するものです。

学校教育法改正は、学問の自由と大学の自治を侵害し、国民のための大学を国家目的に奉仕する機関へと変質させるものにほかなりません。人類的課題が山積する困難な時代であればこそ、学術と大学の自由で多様な発展が必要です。私たちは学校教育法改正に反対し、国会で徹底審議のうえ廃案とすることを強く求めます。

2014 年 4 月 7 日 学校教育法改正に反対するアピール署名をすすめる会

【呼びかけ人】(五十音順)

芦田 文夫 (立命館大学元副総長)	池内 了 (名古屋大学名誉教授)
内田 樹 (神戸女学院大学名誉教授)	尾池 和夫 (京都造形芸術大学学長)
大橋 英五 (立教大学元総長)	今野 順夫 (福島大学元学長)
西谷 敏 (大阪市立大学名誉教授)	広渡 清吾 (専修大学教授、東京大学元副学長)
松田 正久 (愛知教育大学前学長)	森永 卓郎 (獨協大学教授)
矢原 徹一 (九州大学大学院教授)	

「大学自治を否定する学校教育法改正に反対する緊急アピール」に賛同し署名します。

◆氏名

◆職業等について以下の中から該当するものをお選びください。

- ☐ 大学教員 ☐ 大学職員 ☐ 元大学教員 ☐ 元大学職員 ☐ 大学院生
☐ 大学生 ☐ 大学卒業生 ☐ 教育研究関係者 ☐ その他

◆大学関係者の方は所属(元所属)大学名をご記入ください。

よろしければ肩書き、役職名をご記入ください。

◆公表の可否について以下からお選びください(※下記注記をご確認ください)。

- ☐ すべて公表可 ☐ 「氏名」「職業等」のみ公表可 ☐ 「氏名」のみ公表可

◆メッセージをお寄せください。

※本署名の取り扱いについて

- ・本署名は学校教育法の改正に反対することを広く社会にアピールすることを目的とし、記者会見や国会議員等への要請を行う際の資料とするものです。また「学校教育法改正に反対するアピール署名をすすめる会」のウェブサイトにて一定期間掲載します(概ね2014年6月末までを予定)。
- ・本署名にご記入いただいた個人情報は厳重に管理し上記の目的以外に一切使用しません。

.....

* 本賛同署名は、この署名用紙によるほかに、下記URLでネット署名も行っております。
ホームページやブログ、ツイッター等でご紹介いただくなど、ご協力をお願いいたします。

<https://business.form-mailer.jp/fms/dc0ab1ea31301>